建物共済約款・事務取扱要領及び農機具共済約款・事務取扱要領の改正について

建物共済の仕組み改定及び令和2年4月施行の改正民法対応に伴い建物共済約款・事務取扱要領が、令和2年4月施行の改正民放対応に伴い農機具共済約款・事務取扱要領が下記のとおり改正されました。

○建物共済約款・事務取扱要領の改正内容

１．失火見舞費用共済金の補償拡充（建物火災共済、建物総合共済）

１）補償拡充の内容

失火見舞費用共済金について、１被災世帯当たりの支払額を現行の 20 万円から 50 万円へ引き上げる。

２）限度額

変更しない。（従来通り１事故につき共済金額の 20%限度とする。）

２．水道管凍結修理費用共済金の新設（建物火災共済、建物総合共済）

１）新設する補償内容

水濡れを生じていない水道管の凍結損害に対し、その修理費用を実費で補償する。

２）限度額

1 事故につき 10 万円を限度とする。

３．料率の対応について

本仕組み改善に伴う料率改定は行わない。

○農機具共済約款・事務取扱要領の改正内容

１．農機具共済の免責規定の明記

改正民法における定型約款の不当条項（改正民法 548 条の 2 の 2）の対応として、農機具共済の免責内容について明記する。

2. 改正民法166条に対応し消滅時効の起算点を明確化する。